

# 第3回 東京都駐車場条例検討委員会 議事要旨

## 1. 日時

令和3年2月15日（月）13：30～16：00

## 2. 場所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 27

## 3. 出席者 ※OLはオンライン参加

【委員長】 日本大学 理工学部 土木工学科 特任教授 岸井隆幸（※OL）

【委員】 日本大学 理工学部 土木工学科 教授 大沢昌玄（※OL）

日本大学 理工学部 交通システム工学科 教授 小早川悟（※OL）

東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 特定准教授 中道久美子  
（※OL）

東京大学大学院 新領域創成科学研究科 特任助教 三浦詩乃（※OL）

【オブザーバー】 国土交通省 都市局 街路交通施設課 企画専門官（※OL）

警視庁 交通部 管理官 交通規制課 都市交通管理室長

警視庁 交通部 管理官 駐車対策課 課長代理（代理）

建設局 道路管理部 管理課長（代理）

産業労働局 商工部 地域産業振興課 大型店環境調整担当課長

環境局 地域環境エネルギー部 次世代エネルギー推進課 ZEV推進担当課長

都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 政策調整担当課長

都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通計画調整担当課長

## 4. 議事

（1） 第2回駐車場条例検討委員会での主な意見

（2） 新しい地域ルールでの制度設計について

（3） ZEV用充電器の設置促進について

## 5. 議事要旨

1) 事務局より議事（2）について資料に基づき説明し、以下の内容について質疑・意見交換を行った。

○検討課題 新しい地域ルールでの制度設計について

・新たな地域ルールでの制度メニューとして、

・鉄道駅周辺で人中心のまちづくり等の位置付けがあるエリアでの地域ルール

・立地適正化計画（駐車場配置適正化区域）に基づく地域ルール

・都市再生整備計画（滞在快適性等向上区域）に基づく地域ルール

上記、3つの地域ルールについて、駐車場条例改正により位置づける。

・地域の駐車課題の解決に向けた取組を進めるため、協力金の有効活用を推進するための方策や協

力金に代わる新たな仕組み等を検討する。

- ・地域ルールへの運用にあたり、区・市の負担軽減及び効率的な事務処理を図るため、共同運用組織等の効率的な運用体制を検討する。
- ・地域ルールの内容に応じて、既往の調査等の活用を可能とする等、必要な駐車場の利用実態調査を実施する。
- ・地域ルールの策定主体はこれまでの区・市に加え、まちづくりに深く関与するその地域のエリマネ団体や開発事業者等も可能とする方向で検討したい。
- ・策定指針の改定やガイドラインを新たに作成することにより、地域ルールの内容や策定プロセス、運用方法等を明確にし、地域ルールの策定主体の取組みを支援する。

2) 議事(2)に関する委員からの主な意見は以下のとおり

- ・東京都では地方都市とは異なる駐車課題があると思うので、東京都における鉄道駅周辺の駐車課題を整理すると良い。
- ・エリマネ団体や開発事業者が策定主体になる場合、地域ルールの種類によっては区市が計画策定や条例を定める必要があるため、整理が必要。
- ・策定主体を広げるのは良い考えと思うが、たてつけを整理する必要がある。
- ・策定主体が開発事業者となる場合、客観性を担保できるようにする必要がある。
- ・策定主体を拡充するのか、それとも都市計画提案制度のように開発事業者等が提案する形とするのか議論していく必要がある。
- ・地域ルールを導入する際には、地域の駐車場台数や利用率は最低限調べる必要があると考える。パターンごとの必要調査項目はもう少し検討する必要がある。
- ・パターンBにおいて、既往調査結果を活用できることになっているが、既往調査は調査対象が限られているため、実際の地区でパターンBにより地域ルールが策定可能か検討した方が良い。
- ・既往調査データについて、過去何年まで有効とするか、若しくは補完調査等を行って社会情勢等の変化を確認した上でその当時のデータを採用する等、調査データの妥当性を検証するという考え方をガイドライン等に記載できると良い。
- ・地域ルールの策定・運用にあたり、都の役割と区の役割、また建築行政と都市交通行政の役割についてもガイドライン等で整理した方が良い。
- ・協力金について、運用体制の中で適正に利用されているか確認できるような仕組みが作れると良い。
- ・協力金の活用事例を蓄積・共有できる仕組みがあると良い。

3) 事務局より議事(3)について資料に基づき説明し、以下の内容について質疑・意見交換を行った。

○検討課題 ZEV用充電器の設置促進について

- ・地域ルールの地域貢献策の1つとして、「ZEV用充電器の設置」を位置づけ、ZEV用充電器の設置促進を誘導する。

4) 議事(3)に関する委員からの主な意見は以下のとおり

- ・地域ルール適用に係る貢献策の1つとしてZEV用充電器設置をメニュー化するのであれば、例えば、余剰な駐車場にZEV用充電器を設置することで充電渋滞を解消し、駐車場の回転率を上げる等、駐車場の問題解決に資するストーリーを整理する必要がある。
- ・荷さばきのEV自動車はあまり普及が進んでいないが、EVトラックも販売されている。物流の動きも確認して検討を進めた方が良い。
- ・首相がカーボンニュートラル宣言の所信表明をしたので、今後、脱炭素化が進むと考えられる。その動きも確認しながら検討を進めていくと良い。

以上